

南郷中学校

防災計画 R6

令和6年4月22日

目 次

I	学校安全対策の基本的な考え方	2
II	各災害ごとの配備・参集体制	2
III	災害時組織	3
IV	避難について	4
1	災害発生から避難場所集合までの流れ	
2	避難場所（校庭・体育館）	
3	避難経路	
4	引き渡し	
5	一斉下校	
6	非常時持ち出し袋	
V	地震への対応について	6
1	「東海地震に関連する情報」及び「警戒宣言」への対応	
2	大規模な地震が発生した場合の対応	
VI	風水害への対応について	12
1	葉山地区に特別警報・暴風警報が発令されているとき	
2	葉山地区に特別警報・暴風警報以外の警報や注意報が発令されているとき	
VII	学校の再開に向けて	13
1	生徒、教職員の被害状況把握	
2	施設、設備等の確保	
3	教育再開の決定・連絡	
4	教育環境の整備	
5	生徒の心のケア	
VIII	防災訓練について	14
IX	施設、設備等の点検整備	17
X	避難経路	19
XI	生徒の安全について（保護者用）	21

I 学校安全対策の基本的な考え方

生徒の安全を守るために、職員は常に危機管理意識・防災意識を高めるとともに、訓練や、防災設備の扱い方などを理解する。また、大地震などの自然災害時は地域の避難場所に指定されていることへの対応にも配慮する。

方針

- (1) 常に、防災対策・事故防止に努める
- (2) 生徒の安全確保を最優先する
- (3) 事後の正常化に向けた対応を組織的に行い、一刻も早い生徒の安定を図る

方針(1) 常に、防災対策・事故防止に努める：予防

- 1- (1) 日頃より、安全教育(交通安全・火災予防・地震対応・暴風大雨洪水対応・不審者対応・保健食育・校内施設の利用)を生徒に伝えていく
- 1- (2) 安全点検・管理(学校施設・通学路)に努める
- 1- (3) 訓練を実施し、危機対応能力を育成する
 - ① 避難訓練(火災対応・地震対応・不審者対応)
 - ② 下校訓練(引渡・一斉)
- 1- (4) 学校安全体制(校内組織・校外連携組織・緊急連絡・消防計画)を整える

方針(2) 生徒の安全確保を最優先する：発生・発災

- 2- (1) 生徒の安全確保(救急対応・避難誘導・保護)を最優先する
- 2- (2) 初期活動(災害対策本部設置・確認作業・通報・緊急連絡)を着実に行う
可能なら初期消火作業も行う
- 2- (3) 避難所開設準備、初期運営にあたる

方針(3) 事後の正常化に向けた対応を組織的に行い、一刻も早い生徒の安定を図る：事後

- 3- (1) 生徒のメンタルケア(集会・カウンセリング・家庭訪問)を行う
- 3- (2) 災害復旧活動(学校施設・教育用備品・教科書等消耗品)に努める
- 3- (3) 一部の職員を除き、避難所の運営は地域避難者に委ね、学校としては、一日も早い応急教育の再開を目指す

II 各災害ごとの配備・参集体制

1 地震発生時における教職員の参集体制

- (ア) 原則として、全教職員を対象とする。
- (イ) 教職員は原則として勤務校へ参集する。

勤務時間外においては、次のような場合は、原則として勤務校に全員が参集しなければならない。

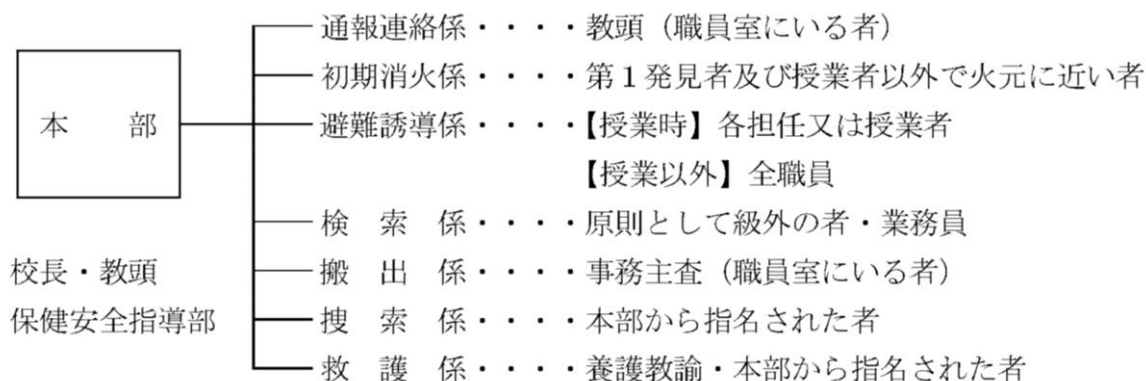
○町内の震度が5弱以上又は津波情報を入手したとき

2 風水害の対応について

風水害時においては、教職員は学校長の指示により必要な業務を行う。

勤務時間以外、管理職が参集するが、教職員についても学校長の指示があれば参集する。

Ⅲ 災害時組織



係	火災時任務概要	地震時任務概要	担当者
本部 (指揮)	1 避難開始時刻の決定 2 必要な指示・指令・指揮 3 消防隊との密接な連携	同左	校長 教頭
通報・連絡	1 消防機関への通報と確認 2 校内への通知・避難状況の把握 3 消防署・町教委・病院等の連絡 4 情報収集	同左 及び 5 出火防止の呼びかけ	保健安全指導担当教諭 教頭
避難誘導	1 生徒の安全な避難・管理 2 消防隊到着時の生徒の事故防止	1 生徒の安全措置・避難誘導 2 火気使用器具の始末	1～3年担任
初期消火	1 初期消火対応	同左	3年副担任 業務員
検 索	1 残留生徒等の確認	同左	2年副担任
捜 索	1 点呼時不明生徒の捜索	同左	1年副担任
搬 出	1 非常時持ち出し品の搬出と管理	同左	教頭、事務 業務員
救 護	1 負傷者の応急処置 2 担架による搬送	同左	養護教諭

【連絡調整者】・・・

勤務時間外において大規模地震が発生した場合、連絡調整者が、校長・教頭が参集するまでの間、町の防災主管課や教育委員会、避難所運営委員会等との連絡調整など必要な対応を行う。

【連絡系統】

- 葉山町教育委員会 TEL 877-5100 教育総務課
- 葉山町消防本部 TEL 876-0119
- 葉山警察署 TEL 876-0110
- 家庭・生徒 生徒生活調査 学級連絡網 南郷中クイックメール
- 職員 職員連絡網

IV 避難について

1 災害発生から避難場所集合までの流れ

緊急放送①(教頭) 1次避難:その場での避難

- ・担任は教室で生徒の安全を図る。(授業中)
- ・担任は教室へ、特別教室にいる担当はそこにいる生徒の安全を図る。(授業以外)
- ・職員室にいる職員は以下のことをする。(教頭以外)
 - * 防災監視板で火災現場を確認し、電話を持って、確認に行く。
 - * 火災の場合は消防署へ連絡
 - * 地震・津波の場合は情報を得るため役場へ連絡
 - * 必要に応じて警察へ連絡
 - * 教頭は職員室に待機し、生徒職員への指示(放送)を優先する。
- ・保健・安全部(管理職を含む)で安全本部を設置、避難場所を決定する。
(この時点では保健・安全部が全員集まらなくてもよいこととする。)
- ・火災のときは非常ベルが鳴る。
- ・火災のときは近くにいる職員が初期消火を行う。



緊急放送②(教頭) 2次避難:避難場所へ避難(校庭、体育館)

- ・生徒の防災頭巾、ハンカチ等、職員のヘルメット、出席簿等の確認。
- ・避難経路の安全(特に防火扉)に気をつけて生徒を避難誘導する。
- ・避難誘導途中検索も行う。
- ・職員室にいる職員(校長・保健・安全部が中心)は本部の用意(本部旗、非常時持ち出し袋、マイク)の準備をし、本部を設定する。
- ・養護教諭は救急用具の準備と保健室にいる生徒の誘導をする。状況によっては応援を頼む。
- ・支援級生徒は近くにいる教職員の協力のもと速やかに避難させる。
- ・ガスの元栓については業務員にお願いします。(不在のときはだれもが元栓を閉められるようにする。)
- ・火災のときは非常ベルが鳴る。
- ・火災のときは近くにいる職員が初期消火を行う。



避難場所集合

- ・並び方はどの場所でも避難してきた順に本部前から列が交錯しないように並ぶ。
- ・担任は生徒数を確認し、本部に報告する。
- ・行方不明生徒の検索をする。
- ・安全本部で今後の対策を検討する。(校外避難、生徒引渡し等)

2 避難場所(校庭・体育館)

3 避難経路

(X P21～P22参照)

4 引き渡し

引き渡しは自然災害(大雨・台風・大雪・大規模地震など)その他必要に応じて保健・安全部及び管理職の判断に基づいて実施する。

(1) 連絡方法

災害用電話171、HP&メール配信、(緊急連絡網)、町の防災放送、その他ラジオ等

(2) 引き渡し場所

- 学校(教室・体育館・校庭)

(3) 引き渡し方法

○教職員

- ・授業を打ち切り、生徒を保護者へ引き渡す。保護者への引き渡しができるまでは生徒は学校が保護しておく。
- ・引き取りには引き取りカードを活用し、安全に引き渡した証拠をカードに残す。

生徒

- ・保護者の引き取りにより帰宅する。引き取りがあるまでは学校に待機する。
- ・帰宅後は、学校の指示、地域の取り決め等に従って行動する。
- ・学校からの指示があるまで休校とする。

5 一斉下校

一斉下校は、必要に応じて、保健・安全部及び管理職の判断に基づいて実施する可能性があるが、令和6年より基本的には実施せず、引き渡しを原則とする。それゆえ一斉下校班の編制も6年度から行わない。万が一実施の際には、歩道橋等の混雑緩和および整理、その他の場所における下校時の安全確保のため、決められた場所に立って指導する。

(1) 職員の指導體制

- 本部を設置(校長・教頭・養護教諭・保健・安全部)
- 職員が立つポイントは別途地図参照

(2) その他

- ポイントに立つ際には、緊急用に携帯電話を持参する。
- 通常の下校時刻より早く帰す場合は、帰宅可能か確認し、帰宅出来ない場合は、学校待機とする。

6 非常時持ち出し袋

非常時の避難に備えて、次のものをリュックサックに入れ、職員室後ろの安全本部旗のそばに置いておく。(生徒名簿は管理職が持っていく。)

- 引き取りカード
- ハンドマイク(乾電池)
- 携帯ラジオ
- 救急セット
- 筆記用具
- 在籍・現有確認チェック表

V 地震への対応について

1. 「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）への対応

① 授業中

教職員

- ・ 災害対策本部を設置する。
- ・ 生徒を教室などに一旦集合させ、所在等速やかに把握する。
- ・ 保護者、教育委員会、町、町内会自主防災組織等との情報の伝達・収集に努める。
- ・ 生徒に対して、南海トラフ地震に関連する情報発表時以降の学校の対応、社会の状況の変化等を説明をする。
- ・ 学校HP & メール配信で学校の対応を保護者に伝えるよう努める。
- ・ 生徒を保護者へ引き渡す。保護者への引き渡しができるまでは生徒は学校に待機させる。
- ・ 避難所運営の準備を開始する。
- ・ その他、必要な対策の準備を実施する。

生徒

- ・ 保護者の引き取りにより帰宅する。引き取りがあるまでは学校に待機する。
- ・ 帰宅後は、学校の指示、地域の取り決め等に従って行動する。
- ・ 学校では、教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。
- ・ 注意情報が解除となるまで休校となる。

② 登下校時

教職員

- ・ 災害対策本部設置を設置する。
- ・ 校内の生徒を校庭・体育館等に一旦集合させ、所在等を速やかに把握する。
- ・ 保護者、教育委員会、町、町内会自主防災組織等との情報の伝達・収集に努める。
- ・ 生徒に対して、南海トラフ地震に関連する情報発表時以降の学校の対応、社会の状況の変化等を説明をする。
- ・ 学校HP & メール配信で学校の対応を保護者に伝えるよう努める。
- ・ 生徒を保護者へ引き渡す。保護者への引き渡しができるまでは、学校待機とする。
- ・ 避難所運営の準備を開始する。
- ・ その他、必要な対策の準備を実施する。

生徒

- ・ 登下校途中で南海トラフ地震に関連する情報の発表を知ったら帰宅するなど、学校や家庭の取り決め等に従って行動する。また、交通機関利用時については、関係機関の指示に従う。
- ・ 流言等の不正確な情報に惑わされず、落ち着いて行動する。
- ・ 校内にいた場合には教職員の指示に従う。
- ・ 登校前は、休校となるので登校せず家族とともに行動する。
- ・ 予知情報・警戒宣言が解除となるまで休校となる。

③ 校外活動中

教職員

- ・生徒の所在を速やかに把握する。
- ・避難対象区域内で活動している場合は、生徒を地域の安全な場所に避難誘導する。
- ＜学校から離れている場合＞ 学校長と連絡をとって状況を報告するとともに、校長等の指示に従って行動する。
- ＜学校に近い場合＞ 危険箇所を避けて、学校に戻る。

生徒

- ・教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。
- ・流言等の不正確な情報に惑わされず、落ち着いて行動する。

④ 勤務時間外（夜間等）

教職員

- ・南海トラフ地震に関連する情報の発表を知ったら、全職員はできる限り早く学校に参集する。特に、管理職・連絡調整者は早い参集を目指す。
- ・参集した教職員は、災害対策本部の設置の準備を開始する。
- ・保護者、教育委員会、町、町内会自主防災組織等との情報の伝達・収集に努める。
- ・その他、必要な対策の準備を段階的に実施する。

生徒

- ・南海トラフ地震に関連する情報の発表を知ったら、学校の指示、地域の取り決め等に従って行動する。
- ・予知情報・警戒宣言が解除となるまで休校となる。

2. 大規模な地震が発生した場合の対応

(1) 震度5弱の地震の発生及び津波警報の発令

① 授業中

ア 安全確保

教職員

- ・落下物・転倒物・ガラスの飛散等から身を守るよう指示する。
- ・使用している火気の消火、出口の確保等に努める。
- ＜大きな揺れが収まったら＞
 - ・コンロ、ストーブ、ガス等の火を消す。
 - ・電源を切り、ガスの元栓を閉める。

生徒

- ・机の下にもぐり、落下物等から身を守る。
- ・慌てて外へ飛び出さない。窓や壁際から離れる。
- ・廊下や階段で地震を感じたら、できるだけ中央で伏せ、ガラス等の落下から身を守る。
- ・体育館では、できるだけ中央に避難する。（ただし、天井等の状況による。）
- ・校庭にいるときは、落下物を避けるため速やかに校舎等から離れ、校庭中央に避難する。
- ＜大きな揺れが収まったら＞ 教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。

イ 避難誘導

教職員

- ・生徒の状況を速やかに把握するとともに、名簿、引き取りカード、ホイッスル等を携行し、生徒を安全な場所に誘導する。その際、便所、保健室、特別教室等の普通教室以外の場所にいる生徒の所在に十分留意する。
- ・火災場所に注意して避難する。
- ・隣接クラスが連携して避難する。
- ・落下物に注意し、頭部を保護するよう指示する。
- ・生徒の不安の緩和に努める。
- ・避難の際に援助を要する者への対応には十分配慮する。
- ・生徒への的確な指示に努める。
- ・負傷者の有無を確認する。

生徒

- ・何かで頭を守り、荷物を持たずに上履きのまま行動する。
- ・避難の途中で教室等に戻ったり、みだりに集団・隊列から離れたりしない。
- ・ガラスの破片等でけがをしないよう注意する。
- ・教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。「お・か・し・も」(おさない・かけない・しゃべらない・もどらない)を守った避難を行う。

ウ 災害対策本部設置

教職員

- ・校長、教頭、保健・安全部で、災害対策本部を設置する。

エ 情報の収集・伝達

教職員

- ・教育委員会、町、町内会自主防災組織等と密接に連携を取り合い、地域や通学路の状況（出火、倒壊、亀裂、出水等）の確認に努める。
- ・被害状況を把握し、その結果を教育委員会や町等に報告する。

オ 状況に応じた生徒の下校

教職員

- ・授業を打ち切り、生徒を保護者へ引き渡す。保護者への引き渡しができるまでは生徒は学校が保護しておく。

生徒

- ・保護者の引き取りにより帰宅する。引き取りがあるまでは学校に待機する。
- ・帰宅後は、学校の指示、地域の取り決め等に従って行動する。
- ・学校からの指示があるまで休校とする。

カ 火元の確認・設備等の点検

教職員

- ・出火を確認したら直ちに初期消火に当たり、延焼を最小限に止める。

- ・薬品類は発火等の危険が生じる場合があるため、特に注意する。
- ・校舎や校庭等で危険と思われる場所に、立入禁止の張り紙やロープを張るなどして、二次災害を防ぐ。
- ・校内の安全点検を行い、異常が認められるときは必要に応じて専門家の判定を受け、その指示に従う。

キ 応急救護・救出救助

教職員

- ・養護教諭を中心に応急救護に当たるとともに、町や医療機関等と連携して、重傷者の搬送等を行う。
- ・行方不明者の安否確認を行う。

ク 避難所運営・町内会地域自主防災活動への協力

教職員

- ・教職員は、可能な範囲で地域住民、社会福祉施設等の防災活動に協力する。
- ・町、町内会自主防災組織等と連携して、避難所運営支援に当たる。

② 登下校時

ア 安全確保

教職員

- ・校内にいる生徒に、落下物・転倒物・ガラスの飛散から身を守るよう指示する。
 <大きな揺れが収まったら>
 - ・コンロ・ストーブ・ガス等の火を消す。
 - ・電源を切り、ガスの元栓を閉める。

生徒

- ・落下物から身を守る。
- ・最寄りの避難地、あらかじめ定めてある避難場所等の安全な場所へ、直ちに避難する。揺れがおさまったら、学校か自宅か近い方に避難する。但し、海岸近くに住む者は、津波の恐れがあるため状況を見て判断する。
- ・バス等に乗車中は、運転手等の指示に従う。
- ・危険と思われる場所等には近づかない。
 - 古びた建物や建設中の建物、傾いたブロック塀や石塀、自動販売機、ひび割れた道路や狭い道路、火災現場、倒れた電柱、垂れ下がった電線等に注意する。
 - 崖下、川岸、橋の上、ガス漏れ箇所等からは速やかに遠ざかる。
- ・流言等の不正確な情報に惑わされず、落ちついて行動する。

イ 避難誘導

教職員

- ・生徒の状況を速やかに把握するとともに、名簿、引き取りカード、ホイッスル等を携行し、生徒を安全な場所に誘導する。その際、便所、保健室、特別教室等の普通教室以外の場所にいる生徒の所在に十分留意する。
- ・落下物に注意し、防災頭巾等で頭部を保護するよう指示する。

- ・生徒の不安の緩和に努める。
- ・避難の際に援助を要する者への対応には十分配慮する。
- ・校内にいる人員を把握する。
- ・負傷者の有無を確認する。

生徒

- ・校内にいる場合は、荷物を持たずに上履きのまま行動する。
- ・避難の途中で教室等に戻ったり、みだりに集団・隊列から離れたりしない。
- ・ガラスの破片等でけがをしないよう注意する。
- ・教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。

ウ 災害対策本部設置

教職員

- ・校長、教頭、保健・安全部で、災害対策本部を設置する。

エ 情報の収集・伝達

教職員

- ・町、自主防災組織等と密接に連携を取り合い、地域や通学路の状況（出火、倒壊、亀裂、出水等）の確認に努める。
- ・被害状況を把握し、その結果を教育委員会や町等に報告する。
- ・学校周辺のパトロールを行う。

オ 状況に応じた生徒の下校

教職員

- ・生徒を保護者へ引き渡す。保護者への引き渡しができるまでは生徒は学校に待機させる。

生徒

- ・保護者の引き取りにより帰宅する。引き取りがあるまで引き取り場所で待機する。
- ・帰宅後は、学校の指示、地域の取り決め等に従って行動する。
- ・学校からの指示があるまで休校とする。

カ 火元の確認・設備等の点検

教職員

- ・出火を確認したら直ちに初期消火に当たり、延焼を最小限に止める。
- ・薬品類は発火等の危険が生じる場合があるため、特に注意する。
- ・校舎や校庭等で危険と思われる場所に、立入禁止の張り紙やロープを張るなどして、二次災害を防ぐ。
- ・校内の安全点検を行い、異常が認められるときは必要に応じて専門家の判定を受け、その指示に従う。

キ 応急救護・救出救助

教職員

- ・養護教諭を中心に応急救護に当たるとともに、町や医療機関等と連携して、重傷者の搬送等を行う。

- ・行方不明者の安否確認を行う。

ク 避難所運営・町内会地域自主防災活動への協力

教職員

- ・教職員は、可能な範囲で地域住民、社会福祉施設等の防災活動に協力する。
- ・町、町内会自主防災組織等と連携して、避難所運営支援に当たる。

③ 校外活動中

ア 安全確保・避難誘導

教職員

- ・落下物、転倒物、ガラスの飛散等から身を守るよう指示する。
- ・最寄りの避難地等の安全な場所に避難誘導し、生徒の状況を確認する。
- ・バス等に乗車中の場合や施設内では、係員等の指示に従って行動する。
- ・地震規模、地域の被害状況等、必要な情報の収集に努める。
- ・学校と連絡を取り、生徒及び周辺地域の被害状況を報告するとともに、指示に従って行動する。

生徒

- ・落下物から身を守るなど、安全確保を図る。
- ・教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。
- ・流言等の不正確な情報に惑わされず、落ちついて行動する。

④ 勤務時間外（夜間等）

教職員

- ・校長・教頭・連絡調整者は学校に参集する。
- ・校内に災害対策本部を設置する。
 - ・生徒及び教職員の安否確認に努める。
- ・学校の被害状況の把握に努めるとともに、危険箇所の立入禁止措置等を行う。
- ・校内の安全点検を行い、異常が認められるときは必要に応じて専門家の判定を受け、その指示に従う。
 - ・地震規模、地域の被害状況等、必要な情報の収集に努める。
 - ・教育委員会、町等に対して、被害状況等を報告する。
- ・町、町内会自主防災組織等と連携を図りながら、避難所運営支援に当たる。
 - ・その他、必要な災害応急対策を実施する。

生徒

- ・学校の指示、地域の取り決め等に従って行動する。
- ・学校からの指示があるまで休校とする。

(2) 震度5強以上の地震の発生及び大津波警報の発令

- 「(1) 震度5弱の地震の発生及び津波警報の発令」と同じ対応を行う。
 - 但し次の点については、対応が異なる
 - ・勤務時間外の発生については、全職員ができるかぎり早く学校に参集するものと

する。

- ・教職員は、登録可能になったら、なるべく早い段階で、171災害伝言ダイヤル
或いは、災害用伝言板を活用して、ご自身やご家族の安否情報を管理職がいち早く
つかめるよう、登録する。

VI 風水害への対応について

1 葉山地区に特別警報・暴風警報が発令されているとき

(特別警報・暴風警報・暴風警報+大雨警報・暴風警報+大雪警報・暴風警報+その他の警報)

① 勤務時間外（生徒在宅時－登校前・登校後）

教職員

- ・午前6時30分現在で、警報が発令されている時は、学校を休校とし、メール配信でその旨を保護者に伝える。また、給食中止の手配をとる。
- ・校舎内外に異常箇所がないか点検する。異常が認められる場合には、応急対応を行うと共に教育委員会に報告をする。
- ・重要書類・教材備品類、理科実験用危険薬品等の安全保管と非常持ち出しについて準備を行う。
- ・町から避難所開設の依頼があったら、学校長及び教頭は直ちに勤務校に参集し、避難所開設等に必要な業務を行う。
- ・前日までに休校と判断したときは、便りや緊急連絡網・メール配信で保護者に伝える。

生徒

- ・休校となる。
- ・学校の指示、地域の取り決め等に従って行動する。

② 授業中

教職員

- ・災害対策本部を設置する。
- ・校舎内外に異常箇所がないか点検する。異常が認められる場合には、生徒の安全を確保すると共に、応急対応を行い、教育委員会に報告をする。
- ・重要書類・教材備品類、理科実験用危険薬品等の安全保管と非常持ち出しについて準備を行う。
- ・安全が確認されるまで生徒は学校に待機させる。
- ・警報解除後もしくは適切な時機に学区の状況及び通学路の安全を確認し、引き渡し、一斉下校あるいは、通常の下校のいずれかの判断し、生徒を下校させる。
- ・一斉下校や通常下校が困難な生徒に対しては、安全確保のため学校待機とし、保護者に引き渡す。
- ・引き渡しまたは、一斉下校の場合には緊急連絡網とメール配信で保護者に連絡する。
- ・町から避難所開設の依頼があったら、避難所開設等に必要な業務を行う。

生徒

- ・教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。
- ・落下物・転倒物・ガラスの飛散等に気をつける。

2 葉山地区に特別警報・暴風警報以外の警報や注意報が発令されているとき

① 勤務時間外（生徒在宅時－登校前・登校後）

教職員

- ・ 気象情報に注意するとともに、緊急連絡が取れるようにする。
- ・ 通常どおりの授業を行う。
- ・ 前日までに休校と判断したときは、便りや緊急連絡網・メール配信で保護者に伝える。

生徒

- ・ 通常どおり登校する。ただし、地域の状況や通学路の安全を考え、家庭の判断で遅刻・欠席をする場合には学校に連絡をする。欠席・遅刻扱いにはならない。

② 授業中

教職員

- ・ 気象情報や地域の情報に注意を払う。
- ・ 授業を継続するか、下校を早めるか判断し、下校を早める場合（引き渡し・一斉下校）には緊急連絡網とメール配信により保護者に伝える。
- ・ 一斉下校や通常下校が困難な生徒に対しては、安全確保のため学校待機とし、保護者に引き渡す。
- ・ 町から避難所開設の依頼があったら、避難所開設等に必要な業務を行う。

生徒

- ・ 教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。
- ・ 落下物・転倒物・ガラスの飛散等に気をつける。

Ⅶ 学校の再開に向けて

学校は、災害発生後における学校機能の早期回復を図るため、教育委員会等と協議、連携して、地域や学校の実態に即した応急教育に係る計画を策定するとともに、対策を実施する。

1 生徒、教職員の被害状況把握

- 生徒、教職員の被害状況、避難先を把握する。
- 教育委員会に対して被害状況を報告するとともに、必要な情報の収集・伝達に当たる。

2 施設、設備等の確保

- 専門家に安全点検を依頼し、校内の使用可能（不可能）施設を把握する。
- ライフラインの復旧状況を把握し、関係機関に協力を依頼する。
- 被害が著しい場合は、仮設校舎の建設等を要請する。

3 教育再開の決定・連絡

- 生徒及び通学路、施設等の状況を総合的に判定して教育再開の時期を決定し、教育委員会及び生徒（保護者）へ連絡する。

4 教育環境の整備

- 避難所生活が長期化した場合の対応について、避難所運営組織等と協議する。
- 教科書の滅失及びき損状況を把握するとともに、不足教科書の確保に努める。
- 必要に応じて転出入の手続きを行う。

5 生徒の心のケア

生徒が災害により様々な心の傷を受け、PTSD等の症状が現れてくることが懸念される。そのため、生徒の実態を踏まえ、教育委員会、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議、連携して、生徒の心の健康保持あるいは回復を図るよう努める。

【PTSDとは】

心的外傷後ストレス障害（Post Traumatic Stress Disorder）のことで、抑うつ状態、強度の不安や興奮、喪失状態など、大災害後等、通常経験することのない耐え難い出来事に直面した後に見られる精神症状をいう。

【PTSDの特徴（参考）】

- ・災害の光景が忘れられない。
- ・何事に対しても無関心でしようとする。
- ・過度の生理的な緊張の持続が見られる。

【PTSDへの対処法（参考）】

- ・学校を「生徒が友達や教職員と触れ合える場」として機能させることが、心の傷を癒す意味で重要である。
- ・PTSDについての教職員の研修を促進するとともに、生徒に対してPTSDについての正しい知識を持たせる。
- ・家庭訪問等により生徒と接する機会を増やす。
- ・養護教諭を中心に健康相談を実施する。
- ・生徒に話を聴く際は、共感的態度で辛抱強く聴くようにする。
- ・いたずらに生徒に絵や作文をかかせることは慎む。
- ・専門的な精神的ケアを必要とする場合は、専門家に相談する。

VIII 防災訓練について

防火管理者等が行う防火・防災に関する教育は、次により実施する。

(1) 教育の実施時期・区分

			防火管理者	防火担当責任者	火元責任者
対象者	実施時期	実施回数			
新規職員	採用時	採用時1回	○	○	
職員・生徒	4月、10月	年2回	○	○	
	集会時	必要の都度		○	○
備考	○印は、実施対象者を示す。				

(2) 防災教育の内容及び実施方法

(1) 防災教育の内容は実施者の任務分担を定め、概ね次の項目について教育する。

ア 消防計画について

(イ) 全職員が守るべき事項について

(ロ) 火災発生時の対応及び地震時の対応について

イ その他火災予防上必要な事項

防火管理マニュアルの徹底に関すること。消防機関・防災課が行う防災講演会に参加する。

(2) 防災教育の実施方法

ア 新採用職員等採用時の研修期間中に実施する。

イ 4月の職員会議にて実施する。

3 防火管理者が行う防火・防災に関する訓練は、次により実施する。

訓練種別	実施時期
消火訓練	10月
避難訓練	4月・10月
通報訓練	10月

4 消防機関への報告、連絡

防火管理者は、防火管理の適正を図るため、常に消防機関との連絡を密にし、次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成（変更）届出
- (2) 防火指導の要請
- (3) 教育訓練指導の要請
- (4) 消防訓練実施の連絡
- (5) 消防用設備等の点検結果の報告
- (6) その他防火管理上必要な事項

5 非常災害時における集団下校班の編制

(1) 目的

昨今より危惧されている東海地震、県西部地震などの災害に対して生徒および職員の円滑で安全な対応を行えるように訓練を行うことによって、意識の向上を図る。

(2) 日時 4月19日（金） 6校時

(3) 場所 本校 校舎、校庭、（体育館）

(4) 内容

訓練項目	実施時刻	訓練の内容	備考
1 伝達・ 説明指導 訓練	14:35～ 14:45	(1)地震に対する注意事項を話し、対処の仕方について指導する。 (2)警戒宣言及び災害発生の場合、学校で対応の仕方について説明する。	

2 避難誘導訓練	14:50～ 15:05	(1)地震の発生を想定し、机の下などに身を伏せる。(応急の安全確保) (2)カバン、教科書等で頭部の防護措置を講じ、計画に従って避難場所に誘導する。	☆出席簿 ☆ 担当の話
-------------	-----------------	---	-------------------

※ この訓練は、毎年行う。

6 避難訓練計画

- (1) 第1回 4月19日(金) 地震を想定
- (2) 第2回 10月31日(木) 予定 火災を想定

7 訓練の安全対策

訓練指導者は自衛消防隊長とし、訓練時における自衛消防隊員の事故防止等を図るため、次の安全管理を実施する。

(1) 訓練実施前

ア 訓練に使用する施設、資機材及び設備等は、必ず事前に点検を実施する。

イ その他 事前に自衛消防隊員の健康状態を把握し、訓練の実施に支障があると判断した場合は、必要な指示又は参加させない等の措置を講じる。

(2) 訓練実施時

訓練実施時において、使用資機材及び訓練施設等に異常を認めた場合は、直ちに訓練を中止するとともに必要な措置等を講じること。

(3) 訓練終了後

使用資機材収納時には、手袋・保安帽を着装させるなど十分に安全を確保させる。

8 訓練実施結果

- (1) 防火管理者は、自衛消防訓練終了後直ちに実施結果について検討し、避難訓練実施結果表に記録し、消防署長に提出し、以後の訓練に反映させるものとする。
- (2) その他 防火管理者は、訓練終了後、訓練内容について、検討会を開催する。

9 171災害用伝言ダイヤル登録訓練

- 大震災発生時に、171災害伝言ダイヤルをうまく活用できるよう職員を保護者・地域住民対象に171伝言ダイヤルを聴く訓練および、安否情報を登録する訓練(職員のみ)を実施する
- 実施時期は、令和5年度については9月と2月に行う。

10 その他

(1) 非常放送が聞こえない場合

- 放送が聞こえたときは隣、前の教室を確認しあい、聞こえないクラスには内容を知らせる。(教室を締め切っているときは特に注意)
- 火災報知機のサイレンは定期的に検査をしているので聞こえないことはまずないとのこと。(消防署員の話)サイレンが聞こえたときは注意!
- 校庭には職員室にいる職員を伝令にとぼす。(教頭が指示)

○ 校庭以外（駐車場、プール周り、体育館裏等）で学習するときは職員室にいる職員に伝えるか、黒板に書いていく。

(2) 検索

最後のクラスの担任が検索。最後から2番目のクラスの担任が生徒の最後尾に着く。生徒を並ばせるときにすばやく連絡を取り合い、確認する。

(3) 教室の窓の開け閉め、電灯について

「教室を出るときは必ず消灯、窓は閉める。」をやる。習慣づけておいて、暑いときだけ例外とする。

Ⅸ 施設、設備等の点検整備

施設、整備等は月に1回安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強、補修を実施するとともに、生徒の避難経路の確保に万全を期す。

別表1 火気管理・安全点検分担（消防署へは名前入りで提出済み）

<B棟1階>		<B棟3階>		<A棟2階>	
ポンプ室・電気室		ハートのポケット		女子更衣室2部屋	
機械室		図書室		男子更衣室2部屋	
美術室・美術準備室		視聴覚室		生徒会室数学学習室	
技術室・技術準備室		映写室・スタジオ		3-A・廊下	
被服室・被服準備室		空調室跡倉庫		3-B・廊下	
作業室(被服準備室)		リノースルームPC室		3-C・廊下	
外倉庫		調理室・準備室		PTA室	
暗室		B棟3階Cトイレ		A棟2階Aトイレ	
B棟1階Cトイレ		東側渡り廊下		A棟2階Bトイレ	
B棟外トイレ		西側渡り廊下		A階段	
屋外作業場		体育館渡り廊下		B階段	
陶芸釜室		図書室・リノース廊下			
<B棟2階>		<体育館・プール・中庭>		<A棟3階>	
放送室		体育館		2-A・廊下	
事務室・耐火書庫		体育館トイレ		2-B・廊下	
職員室		体育館倉庫		2-C・廊下	
校長室		格技室		英語学習室	
会議室		体育館放送室		1-A・廊下	
音楽室・音楽準備室		プール施設		1-B・廊下	
保健室		中庭・外回り		1-C・廊下	
保健室前倉庫		コンテナ倉庫		そよかぜ教室3	
B棟職員トイレ男子		<A棟1階>		A棟3階Aトイレ	
B棟職員トイレ女子		配膳室		A棟3階Bトイレ	
男子職員更衣室		保冷庫		資料室	
女子職員更衣室		第1理科室		<校庭・諸施設>	
職員控え室		理科準備室		運動場・レーコート	
業務員室		第2理科室		石灰倉庫	
相談室		そよかぜ教室1		生徒昇降口	
印刷室		そよかぜ教室2		体育館玄関	
職員玄関		A棟1階Aトイレ		校門・駐車場	
B棟C階段		A棟1階Bトイレ		浄化槽・受水槽	
B棟D階段		階段下倉庫A		高架水槽・LPG室	
		階段下倉庫B		通学用階段	
		外階段C		自転車置き場	

別表2 自主点検基準

区分	建築物	火気使用設備器具	電気設備器具	危険物設備
検査実施日	6ヶ月に1回	6ヶ月に1回	6ヶ月に1回	毎月
検査担当者	教頭	技術・家庭科主任	業務員	理科主任

別表3 自衛消防組織編成表



係	火災時任務概要	地震時任務概要	担当者
本部 (指揮)	1 避難開始時刻の決定 2 必要な指示・指令・指揮 3 消防隊との密接な連携	同左	校長 教頭
通報・連絡	1 消防機関への通報と確認 2 校内への通知・避難状況の把握 3 消防署・町教委・病院等の連絡 4 情報収集	同左 及び 5 出火防止の呼びかけ	保健安全指導 担当教諭 教頭
避難誘導	1 生徒の安全な避難・管理 2 消防隊到着時の生徒の事故防止	1 生徒の安全措置・避難誘導 2 火気使用器具の始末	1～3年担任
初期消火	1 初期消火対応	動作	3年副担任 業務員
検 索	1 残留生徒等の確認	同左	2年副担任
捜 索	1 点呼時不明生徒の捜索	同左	1年副担任
搬 出	1 非常時持ち出し品の搬出と管理	同左	教頭、事務 業務員
救 護	1 負傷者の応急処置 2 担架による搬送	同左	養護教諭

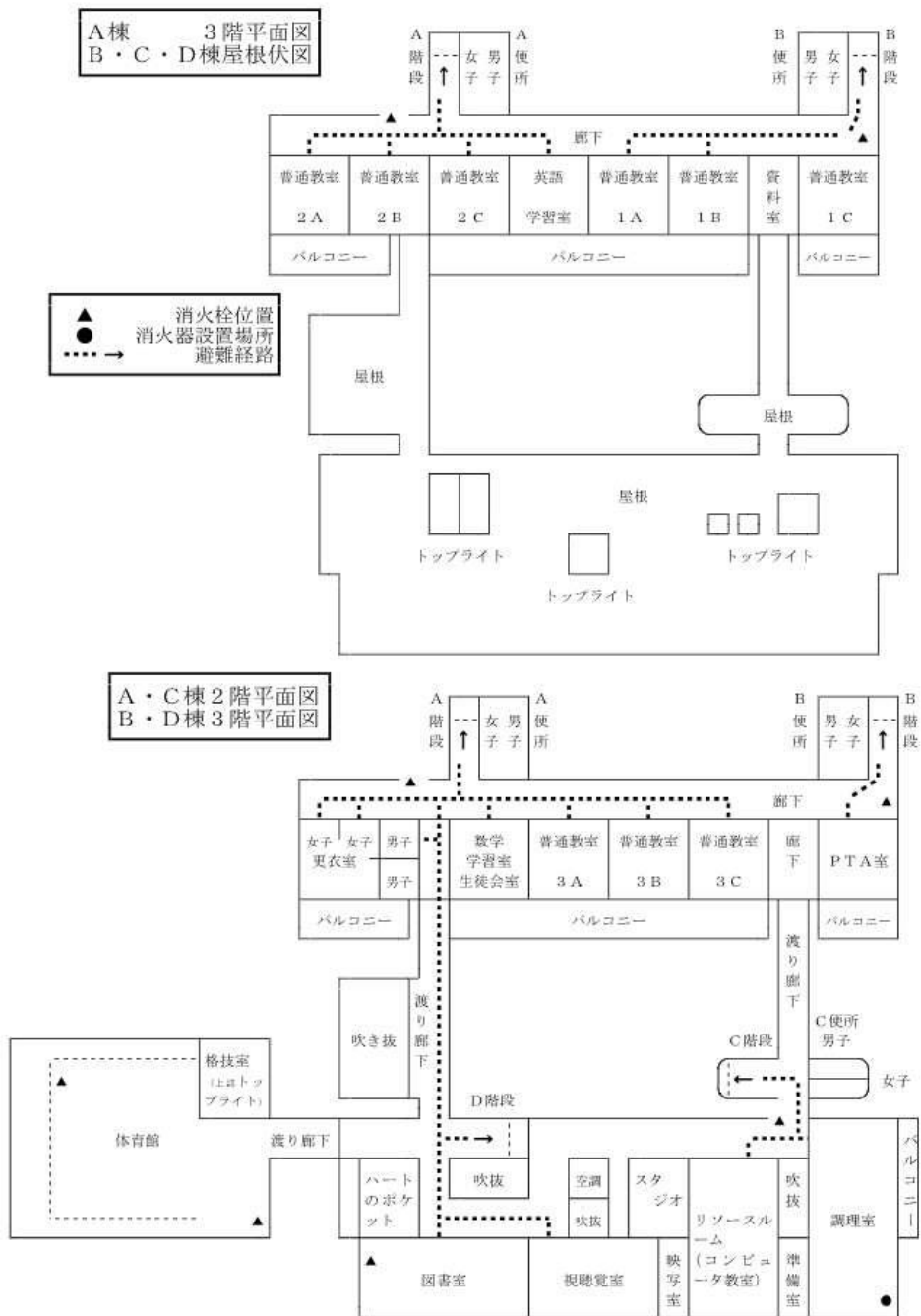
別図1 避難経路図

別紙①②参照

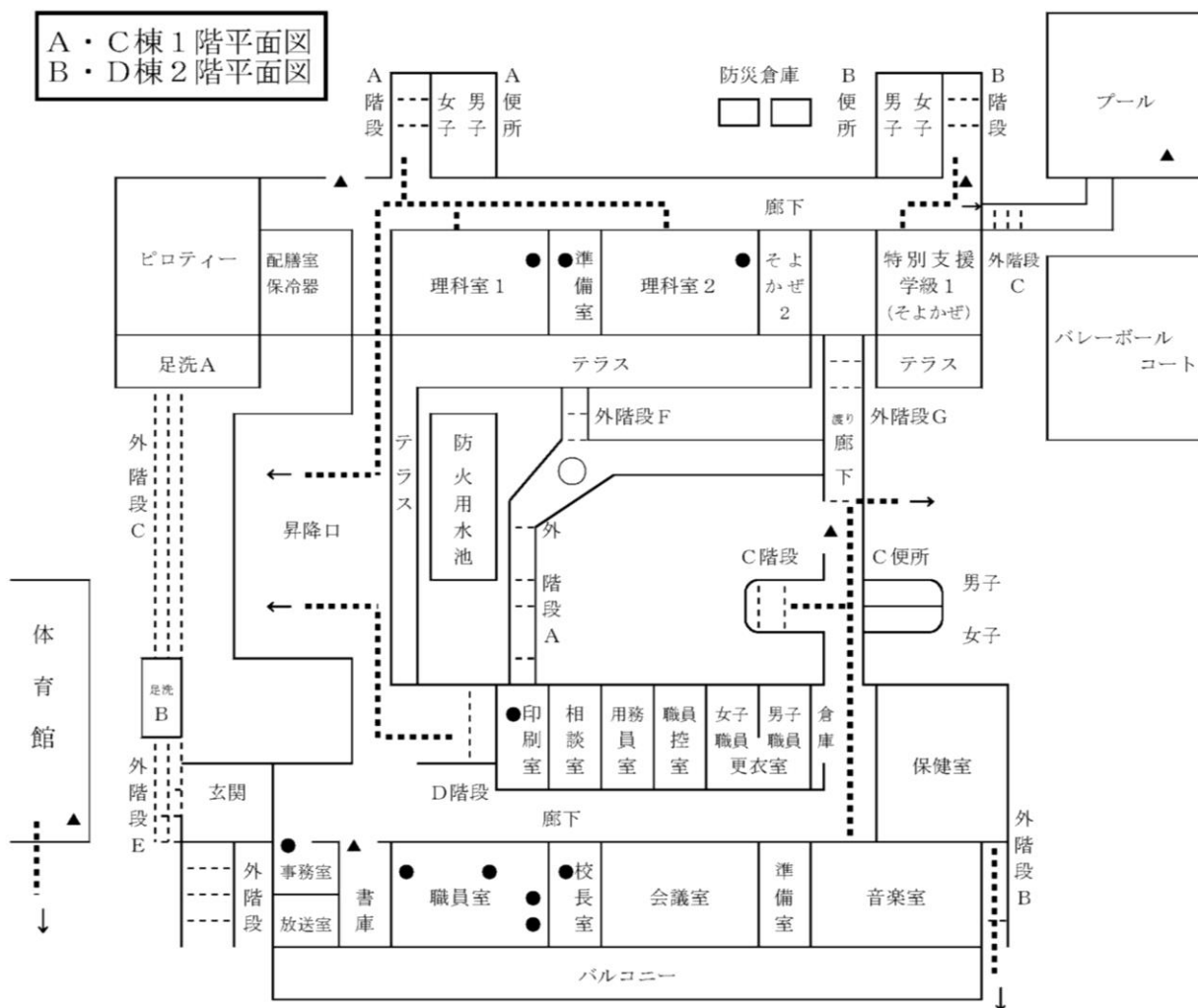
X 避難経路

別図1 避難経路図①

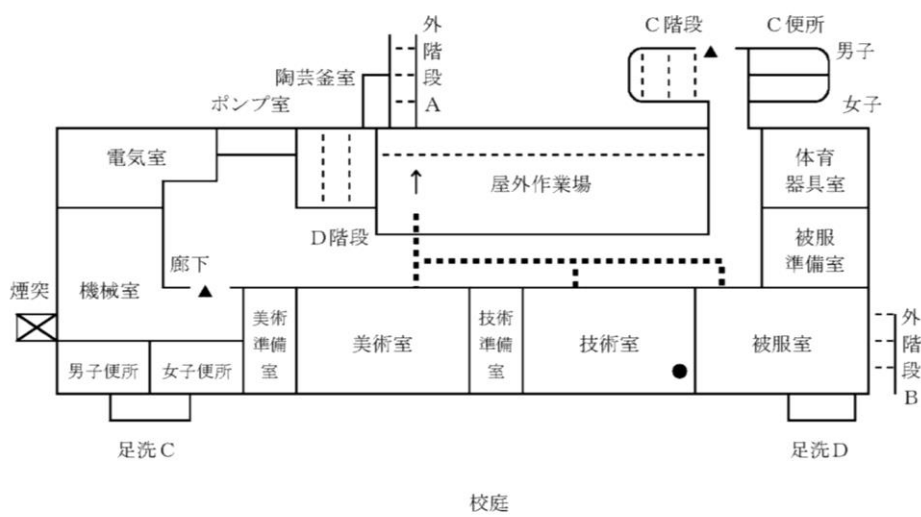
別図1 避難経路図①



別図1 避難経路図②



B・D棟1階平面図



南郷中学校では、様々な災害に備えて、下記のように対応します。保護者の皆様にもご理解・ご協力いただければ幸いです。目に付きやすい場所に貼っておいてください。

	大 地 震		特別警報発令時
	発生した時	南海トラフ地震臨時情報	
<p>登 校 前</p> <p>風 水 害 (大雨・暴風・大雪・洪水等)</p> <p>原則 葉山町に、暴風警報が発令された場合 大雪警報或いは暴風雪警報が発令された場合 大雨警報と洪水警報が両方発令された場合 午前6時30分の時点で上記警報発令中、 ↓ 臨時休校(町内小中学校全校) ↓ 任意報が発令された場合 ↓ 通常授業 ◎把握や通学路の状況を各家庭で判断し無理な登校をさせないでください。(欠席扱いにしません) 3年度9月、教育委員会の確認をとり、直には休校判断を伝える場合の流しが以下のように決まりました。 ★前日15:30の時点で、翌日の普天が予想されている場合 16:00 メール配信にて①休校か、②翌朝判断かを伝えます。 ③の場合 朝6:30 メール配信にて③休校か、④通常授業実施かを伝えます。</p>	<p>震度5弱以上の地震が発生したら、当日は臨時休校とします。 ◎学校からの連絡があるままで、翌日以降の登校は見合わせて下さい。 ◎登下校中は、安全確保し、安全な場所に避難し、学校か自宅か近い方に避難して下さい。 ◎津波の危険がある場合は、その情報もよく判断してください。 【天津波警報発令時】は、長柄小(避難所)が、最寄りの高台に避難してください。</p>	<p>南海トラフ地震の発生後に、さらなる地震の発生を予測して、 巨大地震警戒 あるいは、 巨大地震注意 という臨時情報が出された場合、臨時休校とする可能性がります。 (ニュース、防災無線等で確認してください。)</p>	<p>◎登校させないでください。 【臨時休校】となります。 ◎登校途中に「特別警報発令」を途中で知った場合は、自宅へ戻る。(学校の方が近い場合は学校へ来て、学校待機) ◎わかかなかつたら、そのまま学校へ。(学校待機)</p>
<p>登 校 後</p> <p>葉山町に、暴風警報が発令された場合 大雪警報或いは暴風雪警報が発令された場合 大雨警報と洪水警報が両方発令された場合、 ◎教育委員会との協議にもとづき警報解除後もしくは適切な時機に下校を実施します。 ◎下校させることが危険と判断した場合は、生徒を学校一斉下校させます。 (引き渡しを行います。)</p>	<p>◎教育委員会との協議にもとづき、適切な時機に下校を実施します。 ◎下校させることが危険と判断した場合は、学校に待機させ引き渡すを行います。 ◎メール配信や連絡網が使用できない場合があります。ニュース、防災無線等で情報を確認してください。</p>	<p>◎下校は、引き渡して行います。 ◎ニュース、防災無線等で確認してください。</p>	<p>◎学校待機 「特別警報」が解除された後も警報の発令状況や災害路の状況を及び気象・通学路の状況に関わる情報収集をしながら下校させられる判断ができるまで学校待機。 ◎保護者への引き渡し 「緊急時生徒引き取りカード」により、保護者に引き渡す。</p>
<p>備 考</p>	<p>◎上記の対応については、状況に合わせて変更する場合があります。レベル3(土砂災害)等に対応して特別にメール等でご連絡する場合があります。 ◎家庭に保護者が不在の場合、どのような行動したらよいか、ご家庭で確認をお願いします。 ◎危険な場所について、ご家庭で確認をお願いします。 ◎一時的な天候で、学校より連絡がない場合、学校は通常通りですが、登校に際しては、保護者の判断で、登校を見合わせる、または安全な状況になってから登校させる等しいたください。遅刻や欠席の扱いにはいたしません。遅刻や欠席の扱いにはいたしません。</p>		

1 急激な気象状況の変化

昨今、大気の状態の不安定などにより、局地的な大雨や雷・竜巻など一時的に様々な気象の変化が起きています。その場合に関しては、学校より特に連絡がない場合は以下の通りとして対応をお願いいたします。

- (1) 基本的に学校は通常通りです。
しかし、登校に際しては保護者の判断で、登校を見合わせる、または安全な状況になってから登校させる等していただいて構いません。その場合は、遅刻や欠席の扱いにはいたしませんので学校への連絡をお願いいたします。
- (2) 生徒の安全を第一に考えた対応をお願いいたします。

2 お問い合わせ

- 緊急連絡は0000によるメール配信のみとします。
- 地域や自宅付近で災害が発生した場合や緊急の場合は、ご家庭での判断を優先していただき、対応してください。実際に大災害が起こった場合、メールや電話も十分に機能しない状況が想定されます。最終的には個々の判断となります。
- ご家庭の判断で、「遅刻」又は「欠席」される場合は、学校へ0000にて連絡をしてください。
- 保護者の方が不在の時、生徒がどうしたらよいか、各家庭で話し合ってください。
- 登下校時に、大規模地震が発生した場合、生徒がどのような対応をしたらよいかも、各家庭で話し合ってください。
- 引き渡しの時は、学校内や学校付近への車の乗り入れはやめてください。

●0000によるメール配信ができない場合の連絡方法として、「災害伝言ダイヤル171」を使用します。
「災害伝言ダイヤル171」に使う電話番号は以下の通りです。

- 046-875-9494 (職員の安否情報に使う予定)
- 046-876-1600 (学校からの情報提供に使う予定)
- 046-876-0684 (避難所運営委員会情報に使う予定)
- 「171→2 (伝言再生) →上記の番号を入力」で活用ください。